

平成25年4月4日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 波田北大妻豊科線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
松本市波田字水神沖610番地先から 松本市波田字水神沖643番の1地先 まで	旧	m	km
		6.8~13.8	0.2433
松本市波田字上島933番地先から 松本市波田字水神沖643番の1地先 まで	新	11.2~35.1	0.9854
同 上		10.6~45.5	0.2433
同 上	新	12.9~35.1	0.9854
同 上			

道路管理課

選告示第19号

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

平成25年4月4日

長野県選挙管理委員会委員長 深 沢 賢一郎

別表第1の不在者投票のできる病院中

「医療法人恵仁会 くらさわ病院 佐久市中込3丁目15-6」を

「社会医療法人恵仁会 くらさわ病院 佐久市中込3丁目15番地6」に、

「医療法人南信勤労者医療協会諏訪共立病院」を

「社会医療法人南信勤労者医療協会諏訪共立病院」に改め、同表の不在者投票のできる介護老人保健施設中

「特別医療法人恵仁会 介護老人保健施設 安寿苑」を

「社会医療法人恵仁会 介護老人保健施設 安寿苑」に、

「医療法人恵仁会 老人保健施設 シルバーポートつかばら

佐久市塚原1894-1」を

「社会医療法人恵仁会 老人保健施設 シルバーポートつかばら

佐久市塚原1894番地1」に、

「介護老人保健施設 かりんの里 諏訪市湖岸通り5-11-5」

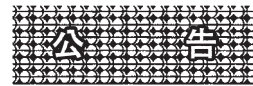
を

「介護老人保健施設 かりんの里 諏訪市湖岸通り5-11-5

老人保健施設みづうみ 諏訪市豊田2400番地9」

に改める。

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なごみの会
- 3 代表者の氏名
手塚 義和
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大字手塚1025番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者が自立生活を営む、就労継続支援センター・自立訓練・地域活動支援センター・グループホーム・ケアホームの運営事業を行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年3月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ローカル・コミュニティ
- 3 代表者の氏名
高田 克彦
- 4 主たる事務所の所在地
松本市安曇1775番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、誰でも安心・安全な住みやすい地域づくりを目指し、地域住民に対し、日頃から「優しさ」と「思いやり」のあるコミュニティの創出と災害にも強いまちづくりに向け、ボランティアの育成・啓発など平常時から緊急時にも対応できるよう様々な支援活動を行うと共に、災害時に要援護者になりうる高齢者や障害者等を支援者団体や当事者団体及びボランティア等とのネットワークを構築し、一人ひとりが地域の主役として生活できるよう支援するもの。また、芸術・文化・スポーツを通して子供の健全育成を図ることを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ岡谷店

岡谷市銀座1-4777-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

諏訪倉庫株式会社

岡谷市郷田1-3-1

3 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	272台	220台
2	18台	—
3	113台	113台
4	231台	231台
5	246台	64台
合計	880台	628台

位置は届出書に添付された図面のとおりに

4 変更する年月日

平成25年11月16日

5 届出年月日

平成25年3月15日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年4月4日から平成25年8月5日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

平成25年3月28日、伊那市上の原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成25年3月28日、東御市八重原土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

平成25年3月28日、北佐久郡川西土地改良区連合の定款変更を認可しました。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

合併により次のとおり土地改良区が成立しました。

これに伴い平成25年3月29日、中野市長丘平土地改良区、中野平土地改良区、中野市南部土地改良区、中野市北部土地改良区、中野市高丘土地改良区、中野市永田土地改良区は、解散しました。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部 守一

1 土地改良区の名称

北信州土地改良区

2 事務所の所在地

中野市三好町一丁目3番19号中野市役所内

3 設立認可年月日

平成25年3月29日

4 設立認可番号

長野第567号

農地整備課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成25年4月4日

長野県知事 阿部 守一

1 処分をした年月日

平成25年4月4日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号

株式会社村瀬工業

北佐久郡軽井沢町大字長倉6番地104

坂本 聖二

長野県知事(特-21)第11479号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注2)「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。

(注3)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

(2) 期間

平成25年4月19日から平成25年5月25日までの37日間

4 処分の原因となった事実

株式会社村瀬工業は、平成20年3月31日及び平成22年3月31日を基準日とする経営事項審査において、虚偽の記載をした申請を行い、長野県及び軽井沢町は、当該申請に基づく経営事項審査結果を資格審査に用いた。

また、同社は平成21年、平成23年及び平成24年の各年3月31日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の記載をした申請を行い、それぞれ当該申請に基づく経営事項審査結果を得た。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

建設政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年4月4日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

中ノ湯水蒸気爆発観測井保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

一般国道158号 松本市安曇 中ノ湯

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であることを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内に同種の施設保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字島立1020

長野県松本建設事務所 総務課

電話 0263(40)1895

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年4月12日(金) 午後1時30分

イ 場所 長野県松本合同庁舎 403号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年4月9日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

道路管理課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第2項に規定する指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり停止しました。

平成25年4月4日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 岩 嶋 敏 男

1 名称及び所在地

株式会社ミズキコーポレーション

埴科郡坂城町大字坂城9578番地2

2 停止期間

平成25年3月29日から平成25年6月28日まで

企業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年4月4日

長野県立歴史館長 百 瀬 清

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県立歴史館植栽管理業務

(2) 役務の特質

長野県立歴史館の樹木のせん定、整枝、消毒、芝刈り及び除草作業

(3) 履行期間

平成25年5月1日から平成26年3月31日まで

(4) 履行場所

千曲市大字屋代260-6

長野県立歴史館

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とし

ますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

千曲市大字屋代260-6

長野県立歴史館 管理部

電話 026-274-2000

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年4月18日（木） 午後1時30分

イ 場所 長野県立歴史館 会議室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年4月11日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

文化財・生涯学習課